

令和3年第12回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年12月10日（金） 午前9時30分～午前11時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：8名）

1番：中川 光春	3番：田口 昭広	5番：尾上 春樹
6番：告宮 幸一	7番：塚本 壽	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

（欠席：3名）

2番：道園 浩二	4番：小島 政文	8番：山田 和治
----------	----------	----------

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	3番：松岡 哲治	4番：矢野 解光
5番：田口 宗一	6番：下崎 省一	7番：宮島 正文
8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史	10番：小崎 良一
11番：木川 保	12番：一川 清	13番：西村 隆
14番：草野 義雄	15番：渕上 米作	

（欠席：1名）

2番：牧 正徳

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸	事務局次長：才保 親哉
係長：山川 茂夫	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第36号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	報告第37号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	報告第38号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第4	報告第39号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第5	議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第52号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第12回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、2番の〇〇委員と4番の〇〇委員、8番の〇〇委員及び〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、9番の〇〇委員、1番の〇〇委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に議案書の訂正があります。</p> <p>議案書の5ページ、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」の1番ですが、「譲受人事由」の「農機具保管場所」を「畑」に訂正をお願いします。</p> <p>また、議案の取り下げが1件ありますので、報告します。</p> <p>先ほどと同じく議案書の5ページ、議案第50号の2番について、「許可申請取り下げ願ひ」が申請者から提出されたので、議案から取り下げることを報告します。</p> <p>それに伴い、整理番号3番と4番を1つずつ繰り上げてください。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第36号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第36号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>なお、こちらの案件につきましては、3条申請において、生前贈与の申請が行われております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第36号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第36号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第37号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第37号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第37号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第37号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第38号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第38号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>これは、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部1番と2番をまとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>耕作する作目は、全て水稻です。</p> <p>設定期間は、再設定の5年間となっています。</p> <p>賃借料については、備考欄のとおりです。</p>

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第38号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第38号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第39号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>報告第39号、農地法施行規則第29条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第29条の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、農業用倉庫です。</p> <p>転用目的が農業用施設であり、転用面積が173㎡で200㎡未満であるため、農地法施行規則第29条第1項の規定により、許可が不要な転用になります。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、小崎公民館の北側、約40mの場所です。</p> <p>令和2年7月豪雨で被災した倉庫を建て替えるため申請されています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>7日に〇〇委員、事務局と現地を見ました。</p> <p>〇〇委員からも何ら問題ないと皆さんにお伝えしてくださいということでした。私も何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第39号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第39号については、これで終わります。</p>

	<p>次に、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名は記載のとおりです。なお、譲受人事由については、先ほど説明があったとおり、譲渡を受け、畑として活用するという事です。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、旧計石小学校、現在の芦北サテライトオフィスの北側、約70mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、元あった農業用倉庫を解体し更地となっており、今後、表土を盛るなど、畑として適正に管理するという事でした。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由は、譲渡人は、譲受人の要望もあり譲渡する。譲受人は、譲受し畑として活用する。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、白木の西林寺の南西側、約300mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作されていませんが譲り受けた後は、有害鳥獣対策のためにも整備し、適正に農地として管理するという事でした。</p> <p>総会資料の5ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作管理できないため、贈与する。譲受人は、贈与を受け、隣接する自己保有農地を含め耕作管理する。という事です。</p>

	<p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>議案書に戻ります。6 ページをお願いします。</p> <p>3 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の 6 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、小田浦阿蘇神社の南西側、約 2 5 0 m の場所と資料 7 ページを含めた全部で 1 4 筆になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、適正に管理されており、譲り受けた後も現在作付けしているトマトを中心に、耕作管理を継続するということでした。</p> <p>総会資料の 8 ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、後継者に生前贈与し、耕作管理を引き継ぐ。譲受人は、贈与を受け、農業経営を継続する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部 1 番の案件を 3 番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員、事務局と確認に行きました。</p> <p>何ら問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員にお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局から説明のあったとおりです。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2 番の案件を 6 番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局、〇〇推進委員と一緒に現地確認しました。</p> <p>申請地は、日当たりが良好で栽培には適していると思えますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員にお願いします。</p>

〇〇推進委員	この案件は身内が関係しておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。
議長	3番の案件を1番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員、事務局と現地確認をしました。 事務局からの説明のとおりです。問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が言われたとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第50号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番については、〇〇推進委員が関係しておりますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。 (〇〇推進委員、一時退席) 異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 〇〇推進委員に入室をお願いします。 (〇〇推進委員、着席) 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の7ページをお願いします。 議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。

所有権移転の部1番及び2番については、同一農地内になるため、まとめて説明します。

申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、1番が個人住宅で2番は駐車場です。

総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、計石郵便局の東側、約130mの場所で、①が個人住宅、②が駐車場です。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の東側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の10ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は個人住宅が合併浄化槽により、資料右側の既存水路へ排水します。

また、駐車場についても排水は雨水のみで、自然透水となります。

なお、駐車場の譲受人は元々、今回の個人住宅敷地の一部を所有しており、その代替地として、申請地を譲り受けるものです。

総会資料の11ページをお願いします。

農地区分図ですが、農地の広がりには約500㎡です。

総会資料の12ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、持ち家が無いことから、申請地に自宅を新築するため申請し、駐車場については、先ほど説明しましたとおり、元々所有していた駐車場用地の代替地として所有するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番及び4番についても、隣接農地内かつ同一事業計画であるため、まとめ

て説明します。

申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は事務所及び寄宿舍です。

総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、芦北町役場田浦支所の南側、約400mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地の北側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の15ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽により、資料左側の既存水路へ排水する計画となります。

また、申請地と田浦川の間には住宅が数件ありますので、住民トラブルとならないよう事業実施前には説明し、了解を得ることを伝えています。

総会資料の16ページをお願いします。

農地区分図ですが、農地の広がりには約1.5haです。

総会資料の17ページをお願いします。

- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。
- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、現在の事務所位置が急傾斜地の近くにあるため、移転するに伴い、安全な場所で申請地に事務所と合わせて従業員の寄宿舍を建設するため、申請するもの」です。
代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。
- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書は8ページになります。

賃貸借権設定の部1番から4番につきましても、同一事業計画であることから、まとめて説明します。

申請地の詳細及び賃貸人・借借人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、土砂置場の一時転用です。

総会資料の18ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、南九州西回り自動車道田浦インターチェンジ合流地点の東側、約300mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっており、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

総会資料の19ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみですが、国道を挟んだ対面側の排水と申請地の雨水処理を行う必要がありますので、計画としては現在の排水を活かしつつ、雨水については、図面右側の排水溝へ流す計画です。

総会資料の20ページをお願いします。

側面図を載せています。盛土高は5mごとに平地を12m程度、法面にU字溝を設けます。

総会資料の21ページをお願いします。

農地区分図ですが、申請地は農用地区域内にある農地ですが、本申請は3年間を期限とする一時転用であり、事業完了後は農地として戻されること、農業振興地域整備計画の達成にも支障を及ぼすおそれがないことから、許可することができます。

総会資料の22ページをお願いします。

●立地基準ですが、農地区分は農用地区域内の農地ですが、許可要件に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地は、令和2年7月豪雨により被災した球磨川について、国が発注している復旧工事による土砂の搬出場所として、申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されていることと合わせて、事業計画内の山林については、既に取得していることから、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。行政庁の許認可についても、同時進行で申請中であること。許可後は許可書を提出することを指示しています。

周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

また、土砂流出などの被害防除としても、安定計算のもと設計されており、国・県の関係機関の許可後に行われることを条件として、安全性の確保はとられるものと判断しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番と2番の案件を3番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局からの説明どおりです。排水については、町道側の方に流すように申請者へ伝えてありますので、問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員をお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局、〇〇委員と現地へ行きまして確認したところ、異常はないと思いましたが、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>3番と4番の案件をまとめて9番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>6日に現地へ行きました。事務局が説明されたとおりです。</p> <p>近くに民家がありますので、十分に話し合いをしていただくように申し上げてまいりました。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>賃貸借権設定の部1番から4番については、私が担当委員ですので、私から説明します。</p> <p>申請地の状況は、放棄状態で雑木林のような状態です。</p> <p>資料によると、球磨川の土砂を3号線側から埋めていくということです。</p> <p>以前、借人の方が私のところに数回にわたってお願いに来られたので、その時は私の一存では返事はできません、農業委員の皆さんに意見を聞きながら判断しますのでとお伝えしました。</p> <p>6日に〇〇推進委員、事務局と借人の方と時間をかけまして、現地を見てまいりました。</p> <p>借人の方がお願いに来られた頃は、熱海の件が何回も頭をよぎって、埋め立てて良い按排にするということでしたが、私は疑問に思いまして、高速道路の側まで埋め立てるということで、排水溝が50cmくらいしかないので、土砂を埋め立てたら排水の出口がない、その先は高速道路なので、危険性を伴うのではないかと思います。</p> <p>その後も、〇〇推進委員とお話をしまして、今の状態では、難しいのではないかと結論を出しました。</p> <p>農業委員会としては、転用の土地としては、荒地ですので許可はしますが、工事については、国土交通省と進めながらになると思います。</p>

	担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	議長が言われたとおりです。 私も現地を見て、今の計画だと国交省も納得しないと思いました。 よろしくお願いします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第51号について、質疑ありませんか。 …7番、〇〇委員。
〇〇委員	1番と2番の件ですが、既に埋め立ててありますか。どんな状態になっていますか。
事務局	現在は道路高まで埋め上がっている状態で、転用許可が出た後は、整地して住宅が建つこととなっております。
〇〇委員	この場所は、葦の茂っている地域ですよ。 この地域は埋め立てをすると、堤防側の住宅の遊水地が少なくなるので、問題になっていると思いますけど、そういうところの問題はありませんか。
事務局	〇〇委員が言われている葦の茂っているという場所は、資料でいうと、11ページの右下側が該当地になりますので、今回の申請地ですと違うのかなと思います。
〇〇委員	既に埋め立てているということですので問題ないと思いますが、新たに埋め立てるということになれば、整備しようと思っても中々できない場所でもあると聞いておりますので、確認しました。
事務局	〇〇委員が言われたような場所について、今後、申請が出たときは注意して判断したいと思いますので、よろしくお願いします。
〇〇委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

	<p>2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>…10番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>先ほどから、議長が色々と説明していただいておりますけれども、埋め立てというのは、非常に注意が必要ではないかと。お話がありましたように、熱海の事件も起こりましたので、被害に遭われた方も多くいらっしゃいます。</p> <p>ここは、かなりの面積で事務局に確認したところ、8万㎡ぐらゐの埋め立てをするということで、排水溝は50cmぐらゐの小さなものとなっているということなので、地図だけを見ても分かりにくいので、農業委員の数名が後日、もう一回確認して、適正であるか判断するのはいかがでしょうか。</p>
議長	<p>〇〇委員から現地確認をすればどうかとありました。</p> <p>他の委員からご意見ございませんか。</p> <p>…12番、〇〇推進委員。</p>
〇〇推進委員	<p>約40年前に、田浦地区は大水害がありましたよね。</p> <p>その頃、私は国道を管理する仕事に就いていまして、申請地は3号線の上ですよね。あの場所は少しずれた形跡があります。そこも心配ですが、埋め立てる土は砂利であっても、下の土が滑りやすい土であれば心配だなと思います。</p>
議長	<p>ここは3号線の下になります。</p>
〇〇推進委員	<p>だから高速道路の話が出ているのですね。</p> <p>すいません。今の話は全然違っていました。</p> <p>ここの計画高は、どのくらい埋め立てる高さとかあるのですか。</p>
事務局	<p>資料の20ページですが、一番高いところで約30mとなります。</p>

〇〇推進委員	地盤高と計画の盛土の高さが出てないです。 計画高に切土・盛土があるじゃないですか。それがどのくらいかなと。
事務局	それが30mになります。
〇〇推進委員	今のは地盤高の話ですよ。 地盤高から段々にあるじゃないですか。埋め立てる計画の高さがどのくらいか。盛土の高さが出てくると思います。
議長	土砂の高さだけですよ。
〇〇推進委員	そうです。埋め立てる土砂の高さです。
事務局	高さは16mです。
〇〇推進委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 …4番、〇〇推進委員。
〇〇推進委員	あまり詳しくありませんが、今までこのような案件は聞かないような気がしますけれども、図面を見ると、勾配もかなりきついかなと思って、この上に埋め立てるとなれば、大変な状態になるのではと感じました。
事務局	計画によりますと、勾配は1割8分で、1m行って、1m80cm上がるといって仕上げていきます。 今回は、安定計算というものがあまして、土地の堆積などを計算式に当てはめて、1割8分と出しております。それで、段々に盛っていくということになります。 盛土の方法といたしましては、3号線側からダンプで全部こぼして、埋めていくのではなくて、一番下から埋めて上がっていくという方法で工事をされると思います。 その後についても、説明がありましたように、国交省・県との打合せながら、この事業を進めていくと業者の方から聞いております。
〇〇推進委員	詳しくはわかりませんが、設計が出してありますけれども、工法次第ではものすごく危険度が高いと思います。心配が先にでましたので、その辺もちゃんとしていただきたいと思いました。
事務局	〇〇推進委員や他の皆さんからも熱海の問題等、心配していらっしゃるの私たちも同じです。同じですが、今回の事業者が国道3号線の下に埋めるということと国交省との協議が必要。県も関係しますので、そういったところで協議をして、許可が出ないと実施できないので、その安定計算だったり、土地

	<p>の盛り方等がありますけれども、ちゃんとした安全性が確認されてから、この事業は実施するという事です。</p> <p>農業委員会としては、議長も言われましたとおり、一時転用の許可はできるかもしれないけれども、その後のことが心配だと何回も言われておりますので、私たちも同じ気持ちです。ですが、ここで安全性を議論しても、結果というものは出てこないと思うので、安全性については、必ず確保できるような状態で実施していただくと信じております。</p>
議長	<p>先ほど〇〇委員から、農業委員だけでも現地確認をしていただければと意見が出ましたが、皆さんどうでしょうか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>不安であれば、もう一度現地を皆さんで確認してみたらと思います。</p> <p>さらに、この状況では分からないことも別の目で見たら、安全だとか、分かることもあるかと思っておりますので、不安であれば、そのような取り計らいをして良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>農業委員の皆さんだけでも、どうでしょうか。</p> <p>…9番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>議長や〇〇委員の意見に賛成なのですが、一つ教えて欲しいのですが、一時転用はどのような意味ですか。申請地を埋め立てた後は、町に返しますからということで、埋め立てたまま返すということでしょうか。一時転用してまた元に戻して返すということではないですよね。</p>
事務局	<p>一時転用ですが、〇〇委員より質問があったとおり一時的な転用ですので、一時的に農地外となりますが、最終的には埋め上げたところを農地として返すということになります。今回は、賃貸借権の設定をされますので、元々の所有者に返されるというのが、一時転用ということでございます。</p>
〇〇委員	<p>一時転用の意味はわかりました。</p>
議長	<p>今回は、地主に返すということです。</p>
〇〇委員	<p>それが安全とは限らないですよね。</p>
議長	<p>そのために十分検討して、私たちは工事自体に直接関係ありませんが、責任の一端はありますので。</p> <p>…9番、〇〇推進委員。</p>

〇〇推進委員	〇〇委員の言われたことに関するのですが、埋め立てて農地に返すということは、持ってきた土砂は全部省いてから、返すということですか。
事務局	そのままです。
〇〇推進委員	少し話が飛躍するけど、これは農業委員会で決めるべきことですか。
議長	農地の転用については、農業委員会ですけれども、許可したということは無関係ではないかと思えます。
〇〇推進委員	もし、最悪を考えて、土石流のような事故が起きた場合、農業委員会にペナルティは無いのですか。
事務局	特にございません。そこは、確認しております。
〇〇推進委員	わかりました。
議長	…3番、〇〇委員。
〇〇委員	それは、農業委員会には、農地を利用させてくださいということだけですか。
事務局	よろしいですか。 この申請につきましては言われていたように、農地法について、農業委員会では判断していただきたいところがございますので、安全性について心配される気持ちが出てくるのは当然ですが、そこについては管轄である国交省や県などが判断されるところでございますので、農業委員会としましては、この申請が農地法により許可できる案件か議論していただければと思います。
議長	…7番、〇〇委員。
〇〇委員	一時転用については、3年の期限があるということでしたので、また現状復帰して返されるものだと思っていましたが、これは埋め立てですよ。形状変更ではないのですか。
事務局	今回の場合は、申請者の方が一時的に農地外に転用されるもので、形状変更との違いは、規模の大きさだとか、長期間に及ぶものについては転用許可の申請が必要です。尚且つ、3,000㎡を超える案件については、県の農業会議に諮問として出す必要があります。そのため、今回は5条申請ということになります。
議長	他にありませんか。 …12番、〇〇推進委員。
〇〇推進委員	ちゃんと国交省が判断をして、実施するということですよ。 下の方には民家も無いようですし、一時転用ということで形状が変わるから、土地の所有者に換地して返すということであれば、良い気がしますけど。

議長	<p>他にありませんか。</p> <p>… 4 番、〇〇推進委員。</p>
〇〇推進委員	<p>皆さんから意見が出ましたが、以前は災害が起きた場合に、想定外でしたというような発言が被害者に対して、話がありましたけれども、それが今では当たり前だと思わないと。去年の豪雨で、芦北町や人吉市あたりも被害を受け、私自身も被害に遭ったわけです。私の話ですが、急傾斜工事をしていただいて、安心しておりましたが、当時は4 mくらい家がずれて、家内は土砂に埋もれて亡くなり、私より2 mくらい水が上に見えて、呼吸もできずに泥水を吸い込んで、記憶も途切れ途切れでした。</p> <p>私は命を落とすほどの経緯を経験しているので、皆さんにも真剣に考えていただきたいとお願いしているわけです。</p> <p>この件についても、一生懸命に良いか悪いか判断して、その後も責任があるわけですから、そのようによろしくお願いします。</p>
議長	<p>〇〇推進委員、ありがとうございました。</p> <p>… 1 番、〇〇推進委員。</p>
〇〇推進委員	<p>色々な意見が出ておりますが、私も現地を見ましたけれども、高速道路の下を土管が1 mくらいあったと思いますが、それもあまり大きくないわけです。</p> <p>土石流が起きた場合に、そこが詰まって土石流が溢れて、高速道路の裏側には何軒か家があります。なので、土石流が起きた場合は、土管が詰まって大変危険なのではないかと思います。</p>
議長	<p>… 9 番、〇〇推進委員。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇推進委員と話しておりましたが、近所の方から同意は得られていますか。</p> <p>あと、田浦地区の委員だけでも、もう一回現地を確認してもらえないですか。任せますので。それで、結果を出してもらえませんか。</p>
議長	<p>… 1 0 番、〇〇推進委員。</p>
〇〇推進委員	<p>女島地区には、埋め立てあるところがたくさんありますけど、最近、形状変更をお願いされた時は、地域の方がこれ以上は上げるなどか、〇〇 c mまでにしてくれと言われます。女島の釜地区は、上から水がきていっぱいになるので、ポンプを据えてありますが、そのうち1台は、はききれないわけです。遊水地が無くなってしまうということで、〇〇 c m以上は上げるなどと言われるわけです。ですから、形状変更するにあたって、地元の人意見を聞きながらするべ</p>

	<p>きだと思えます。</p> <p>農業委員会というのは、土地を埋めて良いかとか、許可を行うわけであって、危険性とかの問題は国交省が関係しますし、地元の意見を聞きながらやっていくのが、良いのではないかと思います。</p>
議長	<p>この件につきましては、国交省からも随時、連絡があると思えますので、その都度皆さんに伝えるということで、皆さんの意見を尊重して、終わらせていただきたいと思えますので、よろしいですか。</p>
〇〇推進委員	<p>結果については、次回の総会時に教えてください。今回は保留ということですね。</p>
議長	<p>転用については、保留ではありません。</p>
〇〇推進委員	<p>そしたら、土砂を入れることに許可したということになりませんか。</p>
〇〇推進委員	<p>同意書をもらう必要があるのではないですか。</p>
事務局	<p>周辺の地権者からは同意を得られておまして、赤松地区の方には、業者からチラシ等をお配りしてあるので、告知はされています。地権者からの同意書をいただいているということですので、了解は得ております。</p>
議長	<p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>意見が色々出てきて、勉強になりましたけれども、最終的には了解を得られたとしても、不安だと思ったことであれば現地を見に行き、皆さんで説明を受けると、確実に自信をもって、大丈夫だとなるのではないのでしょうか。不安な気持ちをそのままにしておいて、分からないまま採決するというのはいけないと思えます。</p>
議長	<p>もう一回、現地を見てくださいか。どうでしょうか。</p>
〇〇推進委員	<p>農地転用の許可だけであればもう良いですよ。議長も責任をもって現地を見て、農地転用については、私は賛成です。話を聞けば、周りの人の同意も得て、問題なければ良いと思えます。</p>
事務局	<p>この議案については、国交省や県などの許可を前提とした議決していただければと思えます。議決していただいた後にでも、土砂の現状確認もできますし、計画の変更とか要望も随時できます。最終的には、我々がこうなさいと言うのではなくて、国交省及び県の指導の下にされると思えますので、それを加味した上で、判断していただければと思えます。よろしくお願ひします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局に言いますが、このような大きな案件は、国交省などの関連機関の許可を取りました、地域住民の同意を得ましたというのを資料に添付してください。そうしないと、議論が進みません。この次からお願ひします。</p>

<p>議長</p>	<p>唐突に皆さんにどうですかというのではなくて、先ほど〇〇推進委員からありましたように、次回からは説明に必要な資料を添付させていただきたいと思 います。</p> <p>この件については、ここで終わらせていただきます。 それでは、採決します。 賃借権設定の部 1 番につきまして、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 5 2 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 9 ページをお願いします。 議案第 5 2 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地 利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるもので す。 賃貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載 のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 1 0 年間です。 賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕 作する作目は果樹で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のと おりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕 作する作目は果樹で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のと</p>

	<p>おりです。</p> <p>4番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>議案書は10ページになります。</p> <p>5番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の10年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第52号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、意義ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、意義ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、意義ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番については、〇〇推進委員が関係しておりますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。</p> <p>(〇〇推進委員、一時退席)</p>

お諮りします。

5番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。

〇〇推進委員に入室をお願いします。

(〇〇推進委員、着席)

使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

2番について、意義ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。